

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 原信マーケットシティ村上
所在地 村上市上助淵字東山886番地5 外
設置者 株式会社原信
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 長岡市中興野18番地2
(変更後) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 長岡市中之島1993番地17
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 長岡市中興野18番地2 他7者
(変更後) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 長岡市中之島1993番地17 他7者
- 3 変更年月日
 - (1) 令和6年10月1日
 - (2) 令和6年10月1日 他
- 4 変更の理由
大規模小売店舗設置者の住所変更及び小売業者の変更並びに住所等変更のため
- 5 届出年月日
令和7年3月25日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、村上市地域経済振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和7年4月30日から令和7年8月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp